

京都市告示第 302 号

京都市斎場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、平成 19 年の京都市中央斎場の休場日を次のとおり変更します。

平成 18 年 12 月 22 日

京都市長 榊本 頼兼

月	休場日			
1	1 (月)	2 (火)	16 (火)	27 (土)
2	8 (木)	14 (水)	25 (日)	
3	3 (土)	15 (木)	25 (日)	
4	12 (木)	22 (日)	28 (土)	
5	4 (金)	16 (水)	27 (日)	
6	8 (金)	18 (月)	30 (土)	
7	12 (木)	22 (日)	28 (土)	
8	3 (金)	14 (火)	26 (日)	
9	7 (金)	17 (月)	29 (土)	
10	5 (金)	16 (火)	28 (日)	
11	3 (土)	14 (水)	26 (月)	
12	8 (土)	19 (水)	25 (火)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)